

19世紀前半における儒者の財政観

— 播磨国龍野藩儒者小西惟沖を例として —

横 山 俊一郎

The financial outlook of Confucian in the first half of the 19th century
— An example of Confucian Konishi Ichu in the Tatsuno Clan,
located in Harima Province —

YOKOYAMA Shunichiro

Abstract

This paper focuses on the appointment of Confucian in the first half of the 19th century proto - industrialization which leads to the occurrence of Japanese capitalism, especially the promotion related to the financial reconstruction of the feudal lords. Imperial examination system didn't exist in Japan, unlike China and Korea. Therefore the Japanese Confucian was unrelated to the presence of the actual policy. However, in the late Edo Period, there has been seen the recruitment of Confucian in some clans. Especially in the 19th century, the appointment which was directly linked to the financial reconstruction has become prominent. This phenomenon will be able to give a hint how the idea of the Practitioners (like Confucian Konishi Ichu) influenced on the preparation for Japanese capitalism.

Key words : 小西惟沖 プロト工業化 人材登用 財用の意見書 懷徳堂出身者

はじめに

播磨国龍野藩儒者小西惟沖^{いちゅう}（明和6 = 1769～安政1 = 1854）は、明和6年10月7日に生まれ、文化期から弘化期にかけての期間に、江戸幕府の朝鮮外交政策に加えて、龍野藩脇坂家の社倉・財政政策といった経済政策にも関与した。彼が活動的であったこの時期は、18世紀末から19世紀初めにかけての「非農化」「プロト工業化」「地方の時代¹⁾」と呼ばれる「農業社会の終りの始まり²⁾」の時代と時期的に重なっている。また一方で、彼が生まれた時期にまで遡れば、18世紀の後半期に「儒学の大衆化³⁾」と称されるような現象が見られるようになっている。彼自身も寛政期（少なくとも1790～1792⁴⁾）において、大坂にあり、官許学問所と称された懐徳堂で学主中井竹山（享保15 = 1730～文化1 = 1804）に儒学を学んでいる。

では、先述した「農業社会の終りの始まり」の時代とは、一体どのような時代であったのであろうか。その実態を領主（士）、百姓（農）、町人（工商）といった身分別の家計の側面から考えてみると、百姓（農）のレベルにおいては、19世紀初めまでには多くの地方において可処分所得の中の余剰部分が形成されていたように⁵⁾、その家計は幾らか余裕のあるものであったと推測される。その一方で、年貢を徴収する領主（士）のレベル、その支配する領域は、幕府直轄領、大名領、旗本領の3つに分類されるが、そのうち大名領を支配する諸大名家においては、その家計はそれ程余裕があるものではなく、その多くが財政赤字に陥っていたと思われる。しかし、個々の大名家の財政状況を見てみると、赤字それ自体は19世紀に特有の現象ではなく、18世紀の間においても見られた現象であると推測される⁶⁾。もしそうであるならば、19世紀における諸大名家の財政赤字とは、どのような性質を持つものであったのであろうか。本稿では、龍野藩脇坂家の財政収支のデータを取り上げて、この疑問に幾らか接近することにしている。

次に、もし仮に、19世紀における諸大名家の財政赤字は、それ以前の時期における財政赤字とはその性質が異なるものであったとした場合、その解決方法は、それ以前の時期における解

1) 新保・斎藤編『日本経済史』2（岩波書店、1989年）9頁。

2) 川口浩編『日本の経済思想世界——「十九世紀」の企業者・政策者・知識人——』（日本経済評論社、2004年）9頁。

3) 宮城公子「幕末儒学史の視点」（『日本史研究』第232号、1985年）6頁。

4) 小西の詩集「揖陽詩稿」（たつの市立歴史文化資料館蔵）には、懐徳堂で詠んだ詩が見られ、それによれば、寛政2（1790）年から同4年にかけて懐徳堂に寄宿していたことが判断できる（龍野市立歴史文化資料館『特別展図録 龍野と懐徳堂——学問文化と藩政——』、2000年、82頁）。

5) 山崎隆三「江戸後期における農村経済の発展と農民層分解」（『岩波講座日本歴史12』、1963年）347頁。

6) 例えば備前国岡山藩池田家では、承応3（1654）年の大水害以降、赤字財政の連続となり、延宝4（1676）年の財政改革によって天和期に若干の安定化をみるが、なおも借銀は避けられず、宝永3（1706）年の借銀高は8,180貫目余に上っている。その後も、享保期に家中および町在から、明和期と寛政期に在方から、借上げは断続的に行われている（谷口澄夫『岡山藩政史の研究』塙書房、1964年、378～381頁）。

決方法とは異なるものにする必要が生じるように思われる。ここで、ある大名家が自らの財政赤字を自らの財政政策で解決することを試みたとして、その大名家の行政機構において一連の政策過程をたどったものと想定する。すなわち、①政策立案→②政策決定→③政策実施（執行）、の3過程である。先述したように諸大名家の財政赤字の解決方法に変化が求められたとした場合、その財政政策を遂行する主体、つまり①～③の各過程を担う人物群においても変化が求められるのではないだろうか。なぜなら、政策は、現実の状況に強く拘束されるものの、現実の状況とは個々の政策遂行者の理解した現状であって、それにどう対処し、どう行動するかは個々の政策遂行者の政策観に帰せられるものと考えられるからである⁷⁾。

最後に、もし仮に、①～③の各過程を担う人物群に変化が求められたとした場合、現実的課題として、これら①～③の各過程を担うのに相応しい人材を一体、どこで発見するのか、どのように発掘するのか、というリクルートメントの問題が考えられる。とりわけ人材を発見する場については、その人材の藩との雇用関係がどのようなものであるかという観点が重要であると思われる。なぜなら、江戸時代社会では、立藩時において藩主との間に出仕関係を持つ家臣が世襲的に政策遂行者となることが通例であったからである。したがって、発掘してくる人材のその藩との雇用関係の性質に注目すれば、江戸時代社会における慣習、すなわち世襲制に基づく家格原則が、人材調達という側面でのどのくらい破綻もしくは維持していたのか、について推測することも可能かもしれない。そこで、人材を発見する場については、A藩での事例である場合、次のように3点で分類することができよう。すなわち、〔イ〕A藩に属しつつ、立藩以来の役職においてA藩の藩主に世襲的に出仕している層、〔ロ〕A藩に属しつつ、A藩の藩主に出仕しているとしても、立藩以来の役職において世襲的に出仕していない層、〔ハ〕そもそもA藩に属しておらず、A藩の藩主にも出仕していない層、の3点である。

本稿において考察対象としている播磨国龍野藩儒者小西惟沖は、「儒者」、そのうち〔ロ〕に位置する人物でありながら、天保13（1842）年において、経済分野における「政策者」として、それも先述した一連の政策過程のうち③の過程での経験を経たうえで、龍野藩脇坂家の財政再建を献策するに至っている。しかしそもそも、「儒者」と「政策者」という2つの要素が対になること、つまり「儒者」という社会的身分でありながら、「政策者」という社会的属性をも獲得するに至ること、とりわけその経済分野においては、19世紀以前にはあまり見られない現象であったと考えられる。なぜなら、19世紀以前では、「儒者」という存在そのものがあまり認知されておらず、実際の藩政においては軽んじられる存在であったからである（後述）。したがって、小西の事例は19世紀の前半になると生起し始める現象であって、なおかつ19世紀を通して数多く見られる現象であるのかもしれない。こうした疑問が、当時の龍野藩内部の政治過程において「19世紀の社会変化に対処する人材を補充するリクルートメント機能」が作用していた、

7) 川口浩「18世紀前期徳川幕府の経済政策——享保改革をめぐる一課題——」（『中京大学経済学論叢』第4号、1993年）156頁。

という仮説を持つに至ったきっかけである。

先述したように、小西は18世紀の後半期に入った明和6（1769）年に出生しており、彼の人格形成期と並行して「儒学の大衆化」と称される教育の活況が見られたと言える。こうした教育界の現象が起きた要因として、一説には、江戸時代社会における慣習、すなわち世襲制に基づく家格原則が、人材調達の側面で破綻しかけており、従来の武士層にはあまり求められなかったとされる非軍事的能力への大量需要が発生したから⁸⁾、という見方が存在する。したがって、本稿で取り上げる小西の事例は、こうした政治・社会情勢の変化の延長線上にある事例である、と考えれば、先述した仮説を提起しても、あながち間違いではないように思われる。

1 問題の所在

(1) 近世日本社会における儒者の立場

播磨国龍野藩儒者小西惟沖の考察に入る前に、まず近世日本社会において「儒者」はどのような扱いを受けていたのかについて確認したい。熊沢蕃山（元和5 = 1619～元禄4 = 1691）は、17世紀中葉において岡山藩の藩政の中樞を担った儒者として有名であるが、「熊沢蕃山が池田光政にひき立てられて一時備前国政に与ったのは、後々まで喧伝された事実の逆証するように、全くの例外である。この侍達の社会では、「学者」はその特殊性故に一面で尊重されていたとしても、通常現実政治からは隔離されていた⁹⁾」といわれるように、熊沢蕃山が岡山藩の藩政の中樞を担うに至ったのは、岡山藩主池田光政（慶長14 = 1609～天和2 = 1682）が当時の為政者の中では珍しく好学の君主であったからであり、一般的には、儒者は実際の藩政において軽んじられる存在であった。

その一方で、日本と同じ東アジアに位置する中国では、明・清の王朝において、科举制を通じて儒学を体得した者が政治を担う社会であった。近世日本社会にはこのような制度が存在しなかったため、先述した蕃山など僅かな例を除いて、その前期において儒者が政治を担うということは例外であった¹⁰⁾。

それでは、どうして近世日本社会とりわけその前期において、儒学と政治が親和的でなかっ

8) 川口浩「日本における「大学」の誕生」（川口編『大学の社会経済史——日本におけるビジネス・エリート養成——』創文社、2000年）参照。

9) 渡辺浩『近世日本社会と宋学』（東京大学出版会、1985年）23頁。

10) 阿部氏は、江戸時代の儒者は中国や朝鮮の儒者と違って、一国の宰相や地方長官となって、いわゆる治人の道の当事者とはなれなかったと指摘している。また、その例外として、江戸初期においては、蕃山に加えて、朱子学を修めて経綸の実施に手腕を振った野中兼山（元和1 = 1615～寛文3 = 1663）を挙げている。因みに、兼山は儒者にして土佐藩の家老でもあるため、江戸時代を通じて儒者にして宰相に近い地位に登用された事例としては、蕃山の事例と幕府の顧問として要職についた新井白石（明暦3 = 1657～享保10 = 1725）の事例の2例だけ指摘している。日本の儒者をより広い視座から考察しており大変興味深い（阿部吉雄「江戸時代儒者の出身と社会的地位について」『日本中国学会報』第13号、1961年、162、163頁）。

たのであろうか。それは、徳川政権の成立が豊臣政権の打倒に見出せるように、近世日本における武家政権の正統性は、軍事力における優位性を根拠としたものであったからと考えられる。したがって、戦乱の時代を終えた後も、「彼等は、次第に名目化していく常時臨戦体制の建前の下、いわばたまたま戦さの起きていない状態の永い永い持続の中に閉じこめられたのである¹¹⁾」といわれるように、建前では依然として軍事行動を基本とした社会であり、17世紀において、その建前が石高制という現実の政治秩序において固定化していたと考えられる。

(2) 儒者——特殊技能者からの立身

では、藩機構という組織の中で、儒者はどこに位置づけられる存在であったのであろうか。「多くは浪人・医者・禅僧等から出身あるいは転身した専門の儒者達は、大名等に雇われたとしても、「物読み坊主」として、医者等と同じく、まともな武士とは格の違う特殊技能者として扱われるのが通例だった¹²⁾」といわれるように、近世前期の日本において、儒者は、前職で培った技能や漢文の素読が出来る能力を生かして特殊な職域に携わる立場であった。それに加えて、世襲制を根拠として藩主との間に立藩以来の出仕関係を持つ行政官僚とは異なり、藩主との間に立藩以来の役職において出仕関係を持たない技能官僚として格下の扱いを受けるのが一般的であった。こうした慣習を背景として、近世後期に入り儒者が登用されて藩政において一定の影響を持つに至ったとしても、その影響力は藩校の教官といった教育分野に限定された場合が多かったと考えられる。本稿では、従来このように位置づけられていた儒者の登用、とりわけその政策との関連を問題としている。したがって、その問題をより明確にする必要から、近世後期から登用されるに至った「儒者」という用語を次の2点で定義する。すなわち、〔i〕藩校における教育活動など活躍する場を広げるに至った元特殊技能者、〔ii〕藩主との間において立藩以来の世襲的な役職および出仕関係を持たない官僚層、である。

しかし、後述するように、本稿で考察する播磨国龍野藩儒者小西惟沖は、19世紀の前半において「儒者」でありながら、経済分野の「政策者」にまで登用された1例である。また小西の場合、注目すべきことに、単純に儒学を学んだ者としての「儒者」の立場ではなく、「儒者」という藩内の役職を命じられた立場で財政政策を遂行したのである。そもそも「儒者」という人間集団が近世日本社会において認知され始めるのは、19世紀に入ってからであり、「儒者」身分が藩内において登場してくるのも19世紀になってから、と考えられる。したがって、登用されるに至った「儒者」という用語を使用するに当たって、〔i〕および〔ii〕の要素に注目するだけでなく、単なる「儒者」であるのか、それとも「儒者」身分であるのかについて、その両者の意味を厳密に分けて考える必要もあるのかもしれない。

11) 渡辺浩『近世日本社会と宋学』（東京大学出版会、1985年）10頁。

12) 同上、23頁。

(3) 儒者小西惟沖の「政策者」としての意義

小西は、「同〔天保〕十三年二月惟沖は財政再建の意見書を献策している。……〔脇坂〕安宅公（文化6=1809~明治7=1874）もこの建言を採り入れ、弘化元年八月、二年間を限り藩政改革を断行した¹³⁾」とあるように、龍野藩の財政政策における政策立案に関与しており、それが政策決定、そして政策実施（執行）に反映された。つまり、一連の政策過程における初期過程を担ったものと考えられる。実際にその意見書を見てみると、「寅〔天保13（1842）年〕二月十三日」の日付で、「御金番武久」氏宛てに、「御勝手之義に付存意可申上旨被仰聞奉承候。短才浅学素何之存意も無御座候へども 厳令難黙止色々相考候尔¹⁴⁾」とあり、龍野藩脇坂家の財務官僚から龍野藩脇坂家の財政について意見を具申するように命じられ、それに対して答申している様子が窺われる。したがって、自らの意志による一方的な意見書の献策ではなく、龍野藩の行政機構からの要請を受けて政策立案過程を担った、と推測される。因みに、小西は、天保6（1835）年に龍野藩から「儒者」という役職を命じられた後、つまり「儒者」という役名において、上述した財政再建の献策を行っている。

こうした天保13（1842）年における小西に関する事実、すなわち儒者による経済分野への関与、それと行政機構からの政策提言の要請とその応答それ自体は、それ程珍しいことでないように思われる。なぜなら、小西が活動的であった19世紀前半よりそれ以前においても、新井白石や荻生徂徠（寛文6=1666~享保13=1728）といった儒者においても同様の事実が確認されるからである。しかし、小西がこれら19世紀前半よりそれ以前の儒者らと比較して、それと質的に異なる事例と思われるのは、小西の場合、行政機構における一連の政策過程すなわち、①政策立案→②政策決定→③政策実施（執行）、の3過程のうち、①の過程だけではなく、③の過程にも関与した事実が確認されるからである。後述するように、文化8（1811）年における江戸幕府の朝鮮外交政策において、小西は、行館監と近習目付という役職を担当した。また、これらの正式な役職に加えて、その外交交渉において、藩主の職務に関わる漢文書類を书写する役目も果たしている。それに加えて、注目すべきことに、文政2（1819）年から天保15（1844）年にかけての龍野藩脇坂家の社倉政策の主管を務めたばかりか、町在社倉掛という役職をも担当している。したがって、小西は意見書を献策した天保13（1842）年の時点において、外交だけではなく経済分野における政策実施（執行）過程にも関与する実績を残していたといえる。

本稿では、小西のように経済分野における政策実施（執行）過程にも関与した儒者と、白石や徂徠といった主に政策立案過程に関与した儒者を区別するため、「政策者」という用語を次のように定義したい。すなわち、政策を遂行するに当たって、政策実施（執行）過程に関与した経験があるなど、政策立案過程だけに留まらない実践性を有する者という定義である。どうして小西のような儒者と白石や徂徠といった儒者を、「政策者」という用語を用いて分類する必要

13) 木村逸雄「竜野藩」（児玉幸多・北島正元監修『新編物語藩史』第8巻、新人物往来社、1977年）282頁。

14) 「財用の意見書（御勝手之義に付存意可申上…）」（たつの市立歴史文化資料館所蔵）。

があるのであろうか。それは、経済思想史において、人間は経済事象に関わる思想的営みをすすめるに当たって、人間の脳外にある多種多様な事物への関与の度合いによって、理論化もしくは政策化を志向することが想定され、理論化を志向する人間を思想家と呼び、政策化を志向する人間を実務家と分類する¹⁵⁾、という分類方法が存在するからである。確かに、一口に「政策者」と言っても、政策実施（執行）に関与した経験があるのか、それとも関与した経験がないのか、という事実関係によって、その人物が「思想家」としての「政策者」に近い人材なのか、それとも「実務家」としての「政策者」に近い人材なのか、という相対的な違いが生じてくる可能性は十分あるように思われる。したがって、本稿において、その違いを明確にすることを目的として「政策者」という用語を定義してもあながち間違いではないように思われる。

(4) 仮説：19世紀の社会変化に対処する人材を補充するリクルーメント機能

それでは、どうして小西は「儒者」という立場でありながら、経済分野の「政策者」にまで登用されたのであろうか。そこで、以下の仮説を提起したい。それは、当時の龍野藩内部の政治過程において、「19世紀の社会変化に対処する人材を補充するリクルーメント機能¹⁶⁾」が作用していた、という仮説である。

この仮説を裏付ける根拠は、小西が社倉・財政政策といった経済分野に関与する以前、すなわち文化8（1811）年における江戸幕府の朝鮮外交政策に関与した際に、小西に一定の能力が見出されるからである。当時の小西は、「常に脇坂侯の参謀たりかくて侯を助け¹⁷⁾」とあるように、政策実施（執行）過程において龍野藩主脇坂安董（明和5 = 1768～天保12 = 1841）との物理的距離の近さが確認されている。この事実は、当時小西が任じられていた藩主の職務に関わる漢文書類を書写する役目によるものであった可能性が高いと思われる。しかし、たとえ小西に漢文を扱う能力があったとしても、そのような能力を持つ「医者」もしくは「儒者」は他にも多数いたはずである。実際、役名「儒者」として藤江貞蔵（宝暦8 = 1758～文政6 = 1823）や股野嘉善（?～文政5 = 1822）といった人物も、この政策実施（執行）過程に関与していた¹⁸⁾。したがって、小西は当時の龍野藩の首脳から一定の能力の評価を得て、藩主安董の「参

15) 川口浩「江戸時代の「経済思想空間」」(『早稲田政治経済学雑誌』第345号、2001年) 66頁。

16) この仮説に近似した人材登用は近世中期以降に存在する。例えば、経済コンサルタントとして、延宝期から宝永期（1673～1709）にかけて、三河（旗本領鈴木市兵衛）・棚倉・郡山・三次・水戸など複数藩領に関与した財政家、松波勘十郎（?～正徳1 = 1711）。同じく経済コンサルタントとして、享和1（1801）年から3年間尾張藩に仕えた経世家、海保青陵（宝暦5 = 1755～文化14 = 1817）。実技の能力を評価されて江戸幕府に仕えることになった儒者・蘭学者、青木昆陽（元禄11 = 1698～明和6 = 1769）。洋学者の立場から、天保期における松代藩の殖産興業政策に関与した松代藩士、佐久間象山（文化8 = 1811～元治1 = 1864）。また、こうした人材登用は、その制度としては、享保改革における享保8（1723）年における足高の制が挙げられる。

17) 揖保郡役所編『揖保郡地誌』（名著出版、1972年）853頁。

18) 竹腰礼子「文化八年の朝鮮使聘礼と中井竹山及び龍野藩の人びと」(龍野市立歴史文化資料館『特別展図

謀』としての働きを任されたのであろう。そもそも、当時の藩の首脳の評価なしに江戸幕府の外交政策、それも藩主安董と物理的距離が近い形で関与することは不可能であろうし、通常の家格原則で考えれば、小西家よりも家格が高い藤江家や股野家にこそ大きな役職を任されるべき、ものと考えられる。このように、文化8（1811）年における江戸幕府の朝鮮外交政策に関与した際、小西が一定の能力を有していたことが推測される。それでは、その能力は具体的に何であったかという次の問題を明らかにする必要があると思われる。これについては、龍野藩脇坂家の財政再建の献策当時における小西の現状認識を通じて後述することにする。

ここで、人材における能力と登用との因果関係について付言しておきたい。これは先述した仮説の前提に直結しており、本稿において、避けて通れない問題であると考えられる。筆者は、ある人材に能力があれば、直ちに良質の人材として評価され、必然的に登用されるものとは考えていない。つまり、人材登用を含めたどのような政治過程においても、そこで生起する事象の因果関係は、偶然性を帯びるものと考えている。こうした必然性と偶然性との両者の関係は、一方に対して絶対的なものではなく、両者の関係は相対的なものであると思われる。したがって、筆者は、能力の以外の要素による偶然性を帯びた登用に十分注意を払う必要があると考えている。しかし、百パーセントの偶然性を帯びた登用はあり得ないであろうから、必ず含まれる能力による登用の側面を等閑に付してはならないと思われる。

2 前半生

本章では、前章で述べた本論文の問題に関わる範囲内で、小西の前半生を概観したい。すなわち、〔Ⅰ〕出生、〔Ⅱ〕父親、〔Ⅲ〕懐徳堂入門、である。

〔Ⅰ〕小西は、父小西啓廸けいでき（尚徳）（寛保3 = 1743～文政7 = 1824）の子として、明和6（1769）年10月7日に生まれた。小西家は「もと学芸とは関係のない職掌の家¹⁹⁾」であり、実際に曾祖父小西七郎右衛門ちかた（親賢）（生没年未詳）は「広敷番」という役職を勤めている²⁰⁾。「広敷番」という役職は、龍野藩の士分を8階級（上位から家老給人・無足・御盃・御盃並・御流・無格・足軽の順、家老給人は100石以上）に分類した内の「御流」階級に属しており、確定している数量ではないが、その支給石高は原則30石以上50石未満とされている²¹⁾。また、「御流」階級に属する他の役職として、「茶道」「料理人」「具足師」「鉄砲方」といった技能職が見られる。したがって、もともと小西家は龍野藩内において下層として位置づけられる士分であったと推測され

録 龍野と懐徳堂——学問文化と藩政——』、2000年）70頁。

19) 龍野市立歴史文化資料館『特別展図録 龍野と懐徳堂——学問文化と藩政——』、2000年、78頁。

20) 同上、56頁。

21) 揖保郡役所編『揖保郡地誌』（名著出版、1972年）508頁。

る。しかし、父啓迪の代において宝暦12（1762）年に「医師としてあらたに召出され²²⁾」しており、龍野藩脇坂家との出仕関係において役職の変更が確認される。

〔Ⅱ〕小西の父啓迪は、懷徳堂中井家と親交があり、儒学の知識を持つ人物であったようである。啓迪が懷徳堂に入門した事実を確認することはできないが、啓迪が儒教經典の解釈について質疑したのに対し、懷徳堂学主中井竹山の弟の中井履軒（享保17=1732～文化14=1817）がそれに答えて書き送った事実が確認されている²³⁾。啓迪は医師として龍野藩脇坂家に出仕する前に、懷徳堂中井家の親戚で龍野藩医中井伯元（史料上において時期を同じくして「中井伯元」という同姓同名の人物が2者生存しているため生没年を確定できず）に医学を学んでいる²⁴⁾。この時の縁から懷徳堂中井家と関わりを持つようになったかどうかは判らないが、小西家にとって医学を学ぶことが新たな知識や人脈を持つきっかけとなったと考えられる。

〔Ⅲ〕小西は、少なくとも寛政2（1790）年から同4（1792）年にかけて懷徳堂に寄宿していたことが確認される。懷徳堂は、大坂の町人有志が出資して、享保9（1724）年に設立された郷学であり、享保11（1726）年には、幕府官許の学問所となった。朱子学を中心とした学問と教育が行われ、合理主義思想家の富永仲基（正徳5=1715～延享3=1746）や山片蟠桃（寛延1=1748～文政4=1821）、著名な貨幣解説書『三貨図彙』を残した草間直方（宝暦3=1753～天保2=1831）を輩出した。

小西が懷徳堂に寄宿していた時期は、天明2（1782）年に学主となった竹山がその全盛期を現出させていたが、その時期における懷徳堂の教育とは、一体どのようなものであったのであろうか。「専門の学問を教えるはするけれども、さまざまな年令と階層の人々を対象とする学校として、社会生活を営んでゆく上での人のありかたを教える場²⁵⁾」とされるように、諸藩の藩校とはその性質が異なっており、教育機関というよりもむしろ庶民向けの講学所と言ってもよさそうな教育組織であったと思われる。しかし、注目すべきことは、小西が懷徳堂に寄宿していた時期は、「儒学の大衆化」という現象が生起していた18世紀の後半期に相当し、実際に、天明2（1782）年に学主となった竹山が多くの門人を養成していたという事実である。

3 朝鮮通信使の迎接

本章では、第1章で述べた問題の中心、すなわち天保13（1842）年における「儒者」小西の龍野藩脇坂家の財政政策への関与、その布石として、文化8（1811）年において小西が関与す

22) 龍野市立歴史文化資料館『特別展図録 龍野と懷徳堂——学問文化と藩政——』、56頁。

23) 小堀一正・山中浩之・加地伸行・井上明大「中井竹山・中井履軒」『叢書・日本の思想家24』（明德出版社、1980年）240頁。

24) 龍野市立歴史文化資料館『特別展図録 龍野と懷徳堂——学問文化と藩政——』、78頁。

25) 小堀一正・山中浩之・加地伸行・井上明大「中井竹山・中井履軒」『叢書・日本の思想家24』、159頁。

るに至った江戸幕府の朝鮮外交政策を取り上げたい。

文化8（1811）年における江戸幕府の朝鮮外交政策とは、従来は將軍の代替わりごとに江戸にまで参府していた朝鮮通信使の慣例を、途中の対馬で接遇するように簡素化した「易地聘礼」のことである。その最大の要因として、江戸城ではなく対馬で国書の交換を済ませてしまうことによって財政上の負担を軽減したい江戸幕府の意向があったとされる。因みに、易地聘礼は寛政期に老中松平定信（宝暦8＝1758～文政12＝1829）によって決定されたものであるが、懐徳堂学主中井竹山の外交論（『草芽危言』所収「朝鮮の事」）がその政策変更に影響を与えたという説も存在する²⁶⁾。

ここで、小西が関与するに至った経緯を説明したい。定信の失脚後、文化期に入って易地聘礼の外交政策が実施されることになる。文化1（1804）年、龍野藩主で寺社奉行の職にあった脇坂安董が来聘御用掛に任命されたが、文化4（1807）年、迎接の御使は老中格の大名が望ましいという配慮から、小倉藩主小笠原忠固（たぢかた明和7＝1770～天保14＝1843）が上使に任ぜられ、安董は差添御使となった²⁷⁾。つまり、龍野藩脇坂家は初代龍野藩主脇坂安政（寛永10＝1633～元禄7＝1694）以来、願譜代の家柄であり、完全な譜代ではなく、迎接の御使に適していないと幕府首脳から判断されたようである。しかし、「実質的な政務は、安董が中心に遂行している²⁸⁾」といわれるように、こうした人事は家格原則に従った形式的なものにすぎず、寺社奉行において実績を残した安董が実質的に政策を遂行する立場であったと推測される。このように、江戸幕府の朝鮮外交政策における政策実施（執行）過程の責任者として、龍野藩主脇坂安董が浮上することになるが、藩主安董に随行して龍野藩から総勢672人が対馬に赴いている²⁹⁾。そして、この一行の中に小西が含まれていた。

(1) 藩首脳による能力の評価

それでは、この時の江戸幕府の朝鮮外交政策の政策実施（執行）過程において、小西はどのような役割を果たしたのであろうか。まず、当時の小西の役職についてであるが、対馬への道中では、行館監という役職を務め、対馬に到着してからは、近習目付という役職も兼務した。これらの正式な役職に加えて、聘礼に際しては、藩主安董の来聘御用掛の職務に関わる漢文書類を書写する役目を果たしており、この役目を通して、江戸幕府の朝鮮外交政策の政策実施（執

26) 田代氏は、対等外交とはいっても抗礼が不統一な日朝外交のあり方が、国家意識の高揚とともに、しだいに識者によって取上げられるようになった、その1例として、竹山の外交論の影響を受けた文化期の定信による易地聘礼を挙げ、正徳期の新井白石による通信使応接の改革と併せて指摘している（田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』、創文社、1981年、143頁）。

27) 竹腰礼子「文化八年の朝鮮使聘礼と中井竹山及び龍野藩の人びと」（龍野市立歴史文化資料館『特別展図録 龍野と懐徳堂——学問文化と藩政——』、2000年）70頁。

28) 同上、同頁。

29) 同上、同頁。

行)過程にある程度通じることが出来たようである³⁰⁾。しかし、そうした外交政策に関する知識を得る機会であっただけでなく、「常に脇坂侯の参謀たりかくて侯を助け³¹⁾」とあるように、書写役という役目上、藩主安董との物理的距離が近かったため、自身の存在を安董に知らしめる機会でもあったと推測される。

このように漢文を扱う能力を土台として、江戸幕府の朝鮮外交政策の政策実施(執行)過程に関与した小西であったが、文化8(1811)年当時における小西の役名は「医師」であった³²⁾。しかし、この易地聘礼から6年後の文化14(1817)年10月12日には、「御勝手方味目付となる(役米六俵)御手元調役兼帯命せらる(役金五両)医業免ぜられ読書指南故との如し³³⁾」とあるように、宝暦12(1762)年の父啓廸の出仕以来続いていた小西家の家職である「医業」が免除されることになる。史料上では、その理由として、小西が享和1(1801)年に兼帯することになった「読書指南」という役職の存在を挙げている。しかし、一方で、「医業」が免除されると同時に、役米・役金の支給という給与形態から臨時職と思われる「勝手方味目付」および「御手元調役」の兼帯を命じられている。こうした事実から考えると、「医業」免除の人事は、小西に向けて、読書指南に専念させるというよりもむしろ財政分野における2つの臨時職に専念させる、ということを用意したものではなかろうか。つまり、藩首脳は、臨時職の配当を通して、小西が「政策者」として財政分野へ進出することを後押ししている、とも考えられなくもない。もし仮にそうであったとした場合、この人事の6年前の江戸幕府の朝鮮外交政策において、小西の能力が藩首脳によって評価されていたという可能性も考えてよいのかもしれない。

(2) 財政問題への関心

このように、江戸幕府の朝鮮外交政策の政策実施(執行)過程に関与した後、その6年後に財政分野における2つの臨時職に任命され、天保13(1842)年には、「儒者」という立場から財政政策に関与することになる小西であったが、朝鮮外交政策の政策実施(執行)過程においても、財政分野への関心の高さが窺われる。小西は対馬での朝鮮通信使の迎接到際して、紀行文「行館監録」(たつの市立歴史文化資料館所蔵)を残しており、その紀行文において、江戸幕府の朝鮮外交政策に付随する財政負担の問題に言及している個所が見られる。具体的には、〔1〕朝鮮通信使の江戸参府の道中において彼らを接待する沿道諸国側から見た財政負担、〔2〕江戸幕府の朝鮮外交政策の frontline を担う対馬藩側から見た財政負担、の2点が挙げられる。

まず、〔1〕について、次のように述べている。

30) 同上、同頁。

31) 揖保郡役所編『揖保郡地誌』(名著出版、1972年)853頁。

32) 竹腰礼子「文化八年の朝鮮使聘礼と中井竹山及び龍野藩の人びと」(龍野市立歴史文化資料館『特別展図録 龍野と懐徳堂——学問文化と藩政——』、2000年)70頁。

33) 揖保郡役所編『揖保郡地誌』(名著出版、1972年)853頁。

小郡ノ行監ハ国侯ノ別荘也、他ノ諸侯ニハ玉ハサレトモ、今度ハ格別ノコトトテ借サセ玉フ由也。……今夕伺トシテ益田丹後 萩ノ家老一万三千石ヲ領ス 參上ス、御逢アリ、都テ此國ハ供給豊優、他ニ踰タリ、境上ヘ人夫千二百人、駄馬二百疋、出迎ヒ、夫ヨリ赤間関迄三十六里ノ間ヲ通シテ、駅々継立ノ煩勞ナカラシム、……日々豊饌ニ飽ク、兼テ 駕ニ先テ小宿割ノモノヲ差立ラレ、旅籠錢西道ハ二百文ト定メ、駅々豫シメ約シ置ルニ、斯豊盛ナルハ国財ニテ弁セラル故也トソ、今度ノ供給ハ、吾公ノミナラス、御麾下方ノ御通行モ多キナレハ、莫大ノ費、其國ノ煩トナルヘシ、然ルニ前ノ如ク韓人東ヘ朝スレハ、コノ國ナトノ勞費ハハカリナキコトナリ、故ニ今度ノ供給ハ、三分一ニモ及ハストテ、省弊ノ政ヲ喜ヒ、カク豊優ニセラレケルトナシ³⁴⁾

まず初めに、小西は、藩財政の分別という観点から長州藩における宿駅制度の充実ぶりを評価している。史料上では、長州藩の小郡は、人夫1200人と駄馬200疋を供給しているが、江戸幕府管轄の五街道の宿駅は原則として、東海道が100人・100疋、木曾を除く中山道と美濃路が50人・50疋、その他の街道が25人・25疋の人馬を常備していたので、その人馬供給の豊かさを想像することができる。それでは、どうして長州藩は人馬供給を充実させることができたのであろうか。それは、「駅々継立ノ煩勞ナカラシム」や「駅々豫シメ約シ置ル」とあるように、長州藩では宿駅そのものを少なくさせることによって、宿駅における継立の手間を省き、その分藩財政に余裕が生じたから、と小西は考えている。つまり、幕府や諸藩は、継立に従事する宿を助成するために米金を給付または貸与していたのであるが、長州藩では、これらの恒常的な支出を抑制するために、宿そのものの数量を減ずることにしたというのである。このように、小西から見た長州藩の財政政策は、既存の慣習にメスを入れるという視点から考えると、小西が龍野藩脇坂家の財政再建において献策した人件費の抑制方法と共通点があるように思われる（後述）。

次に、小西は、長州藩の財政政策から江戸幕府の朝鮮外交政策へと視点を移し、以前のように朝鮮通信使が江戸にまで参府していたならば、沿道諸国の労費は莫大なものである、と指摘しており、朝鮮通信使が通行する沿道諸国の財政負担に注目している。したがって、小西にとっての易地聘札とは、江戸幕府の外交政策であると同時に、諸藩の利害が絡む財政政策でもあると認識されているように考えられる。そして、財政上の問題を解決するに当たって、以前の悪弊を取り除くこと、つまり「省弊ノ政」を支持しているところにも、先述したのと同様に、小西が龍野藩脇坂家の財政再建において献策した人件費の抑制方法と共通点があるように思われる（後述）。

34) 小西惟沖『行館監録 上』小西文庫（たつの市立歴史文化資料館蔵）文化8（1811）年。

次に、〔2〕について、小西は、次のように述べている。上記の一節に対する添え書きとして記されたものである。

後ニ聞クニ是郡内韓人陸行ハセサレトモ、赤間関ニ船係リシ夫ヨリ衆出シテ如シ風波アシケレハ、上関室住候最寄ニヨリ泊スルコト計ラレサレハ、スヘテ湊々ハソノ手当アルコトニテ対人見分シ草屋又弊壊ナトアレハ、此ハ見苦シ外国人ニ対シ愧ス可キトテ改作サセナト、夫ニツキテハ賄賂モ貪ルコトニテ、彼是ト経費ハ大造ノ由也³⁵⁾

小西は、通信使が通行する道中の現地人を通じて、対馬藩側から見た財政負担に関する情報を入手している。対馬藩は、江戸幕府から朝鮮外交政策の前線を委託されており、前線の政策過程にかかる経費も自ら支出する立場にあった。小西が入手した情報によれば、通信使が江戸に参府する際に、小郡の郡内においては、船舶をその移動手段とするのが慣例であるが、悪天候のために個々の湊に避難することになった場合、通信使の宿泊施設を提供することが必要になってくる。そして、小西は、その宿泊施設の整備に関する賄賂を問題としている。このように、通信使の江戸参府に付随する臨時の経費を支出するのも対馬藩であって、その負担は莫大なものである、と小西は考えている。こうした小西が関心を向ける対象から考えると、小西は、朝鮮外交政策によって間接的な影響を受けていた沿道諸国の利害だけでなく、通信使に同行している対馬藩、すなわち政策実施（執行）過程の主体の利害についても関心を示しており、朝鮮外交政策に関する多様な利害関係者を想定していたといえる。

4 財政再建の献策

本章では、第1章で述べた問題の中心、すなわち天保13（1842）年における「儒者」小西惟沖の龍野藩脇坂家の財政政策への関与、その時点における小西の現状認識に接近することを目的として、小西の意見書に記された龍野藩脇坂家の財政赤字の解決方法の分析を試みたい。

(1) 政策提言の前提

小西の意見書「財用の意見書（御勝手之義に付存意可申上…）」（たつの市立歴史文化資料館所蔵）を理解するうえで必要不可欠な分析要素として、その意見書に記された提案内容に加えて、その意見書を献策した当時の前提（もしくは現実）を考慮する必要がある。現代を生きる私たちにとって、当時の小西の現状認識を正確に理解することは方法上不可能であり、小西の現状認識をあくまで想定範囲内で理解することでしか、実際の小西の現状認識に接近

35) 小西惟沖『行館監録 上』小西文庫（たつの市立歴史文化資料館蔵）文化8（1811）年。引用文中の句読点は、引用者の任意による。

することができないと考えられる。したがって、実際の小西の提案理由は依然として不明であるが、意見書を献策した当時の前提（もしくは現実）の中でどのような提言をしたのか、という事実関係から小西の提案理由を推測することも、一つの分析方法として考えてよいように思われる。

そこで、まず初めに、意見書の献策以前に行われた龍野藩脇坂家の財政政策と意見書の献策当時における龍野藩脇坂家の財政状況について具体的に把握したい。

過去の財政政策 献策以前に主流であった財政政策は、地場産業を振興すると同時に、国産品の売却益や冥加金の寄付から年貢外収入の増加をはかる政策であったようである。具体例として、木綿の専売、藍玉の専売、領内産塩の強制使用の3つの政策が挙げられる³⁶⁾。いずれも藩が設立した会所という組織がそれらの政策を遂行しており、文政6（1823）年に綿会所が、文政10（1827）年に藍会所が、文政12年（1829）年に塩会所が設立されている。したがって、地場産業の振興によって財政健全化を目指す政策路線は、文政期後半に開始されたと考えてよいように思われる。

しかし、この政策路線は、その流通過程において被害者を生み出す結果となり、彼らの反発によって収束を余儀なくされたらしい。木綿の専売に関しては、天保6（1835）年に、木綿仲買が、藩に自分たちの生計が成立するように善処の嘆願をしている。藍の専売に関しては、天保2（1831）年に、紺屋業者が、他国の藍の買入れおよび使用を許可するように嘆願しており、また同様に、領内産塩の強制使用に関しても、醤油業者からの抵抗は強かったようであり、会所設立の翌年である文政13（1830）年4月には、藩はこの政策の法令を撤回している。藍玉の専売は、領内産塩の強制使用と比較して長く続いたものの、天保9（1838）年には、藩は藍会所を廃止している。木綿の専売は、いつ政策の法令が撤回されたのか、いつ綿会所が廃止されたかは判らない。しかし、天保6（1835）年に、木綿仲買が藩に善処の嘆願をしている事実から考えれば、天保期の前半には政策の行き詰まりが顕在化していたことが推測される。

このように、地場産業の振興によって財政健全化を目指す政策路線は、小西が意見書を献策する天保13（1842）年の約20年前に打ち出され、その約5年前には収束が見られるものであったと考えられる。

当時の財政状況 献策当時の龍野藩脇坂家の財政状況は、天保末期、とりわけ天保13（1842）年2月直前の龍野藩脇坂家の財政の実情を、収支の両面から理解すればよいと考えられる。表1は、天保13（1842）年2月直前の龍野藩脇坂家の財政データを(b)として取り上げると同時に、その前後の時期の財政データを、時系列に(a)→(b)→(c)と並べたものである。(a)～(c)のデータは、全て収支の見込に関するデータであるため、あくまで想定に基づく収支の域を出ないが、当時の龍野藩脇坂家の財務官僚が作成したものと考えられるため、現実の収支に近似したデータと

36) 龍野市史編纂専門委員会編『龍野市史』第2巻、1981年、323-330頁。

表1 龍野藩脇坂家の財政の収支見込

(a) 宝永7 (1710) 年

	歳入	歳出	収支
米 (俵)	年貢 76,762	53,356	25,080
	他 1,674		
	計 78,436		
貨幣 (両)	11,039	10,200	839

(b) 天保12 (1841) 年

	歳入	歳出	収支
米 (俵)	年貢 74,500	73,800	700
貨幣 (両)	1,333	7,760	-6,227

(c) 嘉永5 (1852) 年から安政4 (1857) 年にかけての何れかの年

	歳入	歳出	収支
米 (俵)	年貢 74,500	89,387	-7,187
	他 7,700		
	計 82,200		
貨幣 (両)	1,000	15,143	-14,143

(a)「図表12 宝永7年龍野藩蔵元の米銀請渡し案」(舟橋明宏「第Ⅶ章 考察 脇坂家の江戸屋敷とその変遷について」『龍野藩 江戸屋敷の生活』龍野市歴史文化資料館、1998年、90頁。)より出典。(b)「御勝手大積付書付」天保12年(たつの市立歴史文化資料館所蔵)より筆者作成。(c)「御勝手大積(龍野藩財政予算)」(たつの市立歴史文化資料館所蔵)より筆者作成。

言えるのではなからうか。

ここで、表1の項目について付言しておきたい。小西が献策した意見書は、①「御収納」の配分の変更の方針→②借財の具体的返済方法→③人件費の具体的抑制方法、という3部構成の形を採っている。したがって、次節で取り上げる③は、①を前提とした構成である以上、史料上の「御収納」という用語を明確に定義する必要があると考えられる。そこで、史料上の文脈から、「御収納」という用語は、収納量が比較的安定し尚且つ歳入に占める割合が高い貢租であると推定した。その結果、「御収納」という用語は「年貢」と同義であると定義した。こうした理由から、米・歳入の項目には、「年貢」という独立した項目を設けている。

それでは、表1の中身を見ていこう。まず初めに、表1の米・歳入の項目を(a)→(b)と見てみると、18世紀初めに76,762俵を記録した年貢収納量が、天保12(1841)年、すなわち小西が意見書を献策する前年には、74,500俵と約3.0%の減少を記録している。江戸幕府の年貢収納量が、延享1(1744)年に180万石を超過して江戸時代後半の最高収納量を示し、その後天保期に至るまで、長期的には低落傾向にあった事実を想起すれば³⁷⁾、播磨国龍野藩脇坂家も同様の事態

37) 古島敏雄「商品流通の発展と領主経済」(『岩波講座日本歴史12』、1963年)78~80頁。

に直面していたのかもしれない。農業分野における貢租収入の減少が、龍野藩脇坂家の財政の不健全化要因の一つであったことも否定できないのではないだろうか。実際、龍野藩脇坂家の財政全体の健全度を示す貨幣・収支の項目を(a)→(b)と見てみると、均衡状態から大幅な赤字へと変化している。次に、表1の米・収支の項目を(b)→(c)と見てみると、小西の意見書が反映されたと考えられる藩政改革から約10年が経過した後、歳入の大部分を年貢が占めている米勘定において、その歳入がその歳出を賄い切れなくなり、均衡状態から大幅な赤字へと変化している。その結果として、龍野藩脇坂家の財政全体の健全度を示す貨幣・収支の項目を(b)→(c)と見てみると、天保12(1841)年に記録した赤字額が約2倍の倍増を記録している。したがって、龍野藩脇坂家の財政の不健全化要因は、農業分野における貢租収入の減少だけではなく、その一方で、米勘定における歳出の増加が龍野藩脇坂家の財政全体の圧迫要因となっていたと考えられる。実際、米・歳出の項目を(a)→(b)→(c)と見てみると、18世紀初め以来、増加傾向を示しており、その傾向は19世紀に至っても続いている。

(2) 人件費の抑制

前節では、小西が意見書を献策した当時の前提（もしくは現実）を、過去の財政政策と当時の財政状況という2つの項目に分けて分析を試みた。そこで推測されたことを要約すると、(1) 地場産業の振興によって年貢外収入の増加を図る攻めの財政政策は、小西が意見書を献策する数年前に、流通業者の反発を原因として収束するに至った、(2) 小西が意見書を献策する前年には、時代的趨勢として、農業分野における貢租収入の減少が存在し、その一方で、米勘定における歳出が拡大し続けていた。そのため、財政全体の赤字が顕在化していた、の2点となる。それでは、このような前提（もしくは現実）の中で、小西はどのような提案をしたのであろうか。

結論から言うと、小西は歳出削減策を提案した、と考えられる。しかし、先述したように、小西が献策した意見書は、①「御収納」の配分の変更の方針→②借財の具体的返済方法→③人件費の具体的抑制方法、という3部構成の形を採っている。これは、近代国家の予算過程に置き換えれば、①が予算編成の方針、②および③が予算執行に向けた予算関連法案に相当すると考えてよいのかもしれない。本稿では、これら3部で構成された提案内容のうち、財政収支の改善に直接的かつ実質的に寄与する性格のものとして、③人件費の具体的抑制方法の提案内容について具体的に把握したい。

小西は天保13(1842)年2月、献策した意見書の中で次のように提案している。

一 官員を省き官を併はすと申事、儉政の一端に御座候、官員を省きとは役人の数を減する也、官を併はすとは二役を一役に兼帯する也、当時御節儉を間と被成事、知給は政府を初諸役人可成丈人少に被成之様有御座度候、人多是壺議区に成分人少にても応したるは其事治政調ふ可候、併今俄に可被減も如何候也、以来欠次第に被成五人の知は三人、三人之

知は二人を成御給、厳無く又事少なる役は一人にても可相済、必しも人数にはよる間敷候、且新規之役は可成丈御省可被成候、都て新規之事は好様にても益は少き者に御座候、扱又御家人別帖を見候得ば、一之役年中には千七百余人と相見、過年は千九百余人を相見も、是新家御取建多故を御座候、人挿候得は、俸禄も相増可申、御合力御扶持被下候者も年々相増候様御座候、是は量入為出之法に不相合候³⁸⁾

まず、前節で明らかとなった小西が意見書を献策した当時の前提（もしくは現実）を踏まえて、本節で明らかとなった提案内容を見てみよう。(1)を見てみると、小西が意見書を献策する数年前に、地場産業の振興という攻めの財政政策が収束した、とある。しかし、そもそも幕藩体制下の諸藩が採りうる財政政策とは、どのようなものがあつたのであろうか。現代においても同様であるが、財政収支を改善させるには、大きく分けて2つの選択肢があつたと考えられる。1つ目は、収入を増やす手法であつて、いわゆる攻めの財政政策である。2つ目は、支出を減らす手法であつて、いわゆる守りの財政政策である。当時の諸藩では、前者については、年貢の増徴と地場産業の振興、後者については、儉約をはじめとした歳出の削減があつたと考えられる。したがって、小西が意見書を献策した当時は、攻めの財政政策に限って言えば、年貢の増徴しか選択肢は残されていなかったということになる。しかし、実際には、小西は人件費の抑制という守りの財政政策を選択することになる。そこで、(2)を見てみると、時代的趨勢として、農業分野において貢租収入が減少している、とある。小西がこうした情報を収集したうえで、先述した政策を選択していたのであれば、これまでのところ現実的な対応をしたように見える。

しかし、ここで問題となるのは、小西が提案した人件費の抑制という財政政策が、当時の慣習という社会構造から考えると、現実的な財政政策であつたか否か、ということである。この答えは否である。当時の他の諸藩においても、給与の削減が試みられはしたが、そのほとんどが家臣団の反対によって失敗している。なぜなら、そうした財政政策は、従来の家格秩序を崩壊させることに繋がるからである。したがって、史料にあるような、人員を削減させたうえで、役職に対応させて人員を再配置するという小西の発想は、現実的であつたとは言い難いものであつたと考えられる。このように、社会構造という観点に立てば、小西が選択しなかつた年貢の増徴でさえも、百姓との利害関係において、現実的な財政政策であつたとは言えない。

以上のように、小西が意見書を献策した当時の前提（もしくは現実）に、社会構造という要素を加えて考えてみると、小西は有効な選択肢がほとんど皆無といった状況において、ほんのわずかな可能性を求めて、あえて身内に痛みを強いるドラスティックな財政政策を提案したといえるのかもしれない。

38) 「財用の意見書（御勝手之義に付存意可申上…）」（たつの市立歴史文化資料館所蔵）。引用文中の句読点は、引用者の任意による。

5 おわりに

本稿では、播磨国龍野藩儒者小西惟沖が、「儒者」でありながら、経済分野における「政策者」として、龍野藩脇坂家の財政再建を献策するに至った事例を取上げてみた。小西のように、「儒者」という藩機構の中で技術官僚に位置する人物が、経済分野における「政策者」、それも白石や徂徠のように「思想家」としての「政策者」という立場においてではなく、「実務家」としての「政策者」という立場において登用される事例は、19世紀前半よりそれ以前にはあまり見られないように思われる。したがって、小西のような儒者が財政再建に登用されるに至った、その背景を探る意義はそれ程低くはなかろう。しかし、小西のように「実務家」に属する人々は、「思想家」に属する人々のように、自らの思想を文献で残すということを職業としていない。そのため、彼らの思想そのものに接近を試みたとしても、史料上の制約から行き詰まるケースが少なくない。

そこで、本稿では、小西による龍野藩脇坂家の財政赤字の解決方法を、その分析対象として、彼の現状認識に接近を試みてみた。先述したように、自らの思想を書き残していない「実務家」を研究対象とする場合には、こうした間接的な分析方法でしか「実務家」の思想に接近する方法はないと考えられる。しかし、方法上制約があるとはいえ、19世紀を通して見ると、ごく少数しかいない「思想家」たちとは違って、小西のような「実務家」たちは、地方の諸藩に多数いたと考えられる。そうであるならば、彼らの常識的判断やある種の通念のような思想は、彼ら以外による他の諸思想と比べて、その社会的影響力は大きいものであったと推測される。したがって、19世紀前半という「農業社会の終りの始まり」の時代の直後の時期において、そうした彼らの思想が、当時の政治および経済事象との関わりの中で、どのような意味を持つのか、どのように位置づけられるのか、という問題は、近世日本における社会性の形成という観点から見ても、解明されるべき問題であると思われる。

また、本稿の第1章の第2節において、少し触れるにとどめたのだが、小西は、単純に儒学を学んでいる者としての「儒者」の立場ではなく、「儒者」という藩内の役職を命じられた立場において財政政策を遂行した。つまり、小西は財政再建の献策の7年前において「儒者」という役名を龍野藩から与えられているのである。こうした人事によって、小西は「儒者」身分でありながら、経済分野における「政策者」となるに至るのであるが、それでは、どのような意図から、龍野藩はその役職を小西に与えたのであろうか、という疑問が出てくる。もし龍野藩の上層部が、龍野藩脇坂家の財政再建を期待して「儒者」身分を創設し、その役職をもって、小西が財政分野における「政策者」として活躍することを後押しした、とするならば、そうした小西に関する人事から、龍野藩内部における儒学と財政との親和性を、窺い知ることも可能ではなかろうか。また、このように、本稿における小西の人材登用の1例から、近世日本にお

ける儒学と政策との関係性の問題へと発展させ、その一方で、近世中国における科举制度を、学術と政治という両国に共通の視点から考察すれば、近世日本をより広い視座から理解することも可能となってくるのかもしれない。

小西惟冲年譜

和暦	西暦	事 績（括弧内は数え年）
明和6	1769	10月7日、医者小西啓迪（尚徳）の子として生まれる（1）。
明和期		父啓迪が儒教経典の解釈について質疑したのに対し、懐徳堂の中井履軒が答えて書き送る。
寛政期		懐徳堂で中井竹山に学ぶ。
寛政6	1794	初出仕。2人扶持を仰せ付けられる（26）。
享和1	1801	医業のほか、読書指南を兼帯する（33）。
文化2	1805	江戸藩邸内に文武稽古所「敬楽館」を設置。学館整備にあたる（37）。
8	1811	朝鮮通信使の迎接が対馬において易地聘礼として行われ、行館監並びに近習目付として藩主安董に従う。紀行文『行館監録』を著する（43）。
14	1817	御勝手方味目付並びに御手元調役の兼帯を命せられる（46）。
15	1818	「社倉大意」を作成する（50）。
文政2	1819	社倉制度の主管となる（51）。
3	1820	町在社倉掛に任じられる（52）。
天保5	1834	龍野城下に藩校「敬楽館」が設置されるのに伴い、その儒者となる（66）。
6	1835	役名「儒者」となる（67）。
12	1841	新知100石を賜わる（73）。
13	1842	財政再建の意見書を献策する（74）。
弘化1	1844	藩主安宅、2年間を限り藩政改革を実施する（76）。
2	1845	老を告げて致仕する（77）。
安政1	1854	2月16日、逝去（86）。